

## 利 用 上 の 注 意

本調査結果は、国が集計及び公表した平成26年経済センサス - 基礎調査の確報集計結果について、鳥取県の事業所数、従業者数等を取りまとめたものです。  
調査結果の詳細については、総務省統計局ホームページをご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/index.htm>

### 1 調査の目的

経済センサス - 基礎調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。

### 2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施

### 3 調査期日

平成26年7月1日

### 4 調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、農林漁家等並びに外国公務に属する事業所を除くすべての事業所及び企業を対象に調査を実施した。

### 5 用語の説明

(1) 事業所は、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（一区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

なお、出向・派遣従業者のみの事業所は、当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで、経済活動が行われている事業所をいう。また、事業内容等不詳の事業所は、事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。

(2) 従業者は、平成26年7月1日現在で当該事業所に所属して働いているすべての人を行い、臨時雇用の人や、他の会社など別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。

なお、当該事業所で働いている人であっても、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与を支給されていない人は、従業者に含めない。

(3) 経営組織は、「個人」「会社」「会社以外の法人」「法人でない団体」に分けている。

① 「個人」は、個人が事業を営んでいる場合をいう。

② 「会社」は、株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

③ 「会社以外の法人」は、法人格を有する団体のうち、「会社」を除く法人をいう。

④ 「法人でない団体」は、法人格を持たない団体をいう。

(4) 企業は、経済活動を行う「個人企業」「会社企業（外国の会社を除く）」「会社以外の法人」の本所（本社・本店）と支所（支社・支店）を含めた経営組織全体をいう。

なお、単独事業所の場合は、その事業所だけで企業とする。

(5) 事業所、企業の産業分類は、事業所、企業の主な事業（売上金額の最も多い事業）の種類により、日本標準産業分類に基づき分類している。

## 6 記号及び注記

(1) 各項目の数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 皆無、該当数値がないもの及び分母が0のため計算できないものは、「-」とした。

(3) 四捨五入により数値が表示単位未満のものは、「0」で表した。

(4) 数値が減少及びマイナスのものは、「△」で表した。